

一管区水路通報第44号

令和5年11月10日

第一管区海上保安本部

第650項	北海道南岸	函館港南方～納沙布岬南方	海洋調査
第651項	北海道南岸	函館湾東方	水路測量
第652項	北海道南岸	恵山岬東方～納沙布岬南方	海洋調査
第653項	北海道南岸	襟裳岬南方	射撃訓練
第654項	北海道南岸	釧路港	養殖施設設置
第655項	北海道南岸	釧路港南南東方	射撃訓練等
第656項	北海道東岸	納沙布岬南西方	照明弾発射訓練
第657項	北海道北岸	オホーツク海	海洋調査
第658項	北海道西岸	稚内港	油防除訓練
第659項	北海道西岸	野寒布岬西方～積丹岬西方	海洋調査
第660項	北海道西岸	小樽港	海上訓練
第661項	北海道西岸	久遠湾付近	灯台光達距離等変更
第662項	北海道西岸	江差港北西方	照明弾発射訓練
第663項	北海道南岸及び西岸	恵山岬南東方及び白神岬西方	救難訓練
第664項	北太平洋北西部		海洋調査
第665項	北海道周辺		船舶気象通報一時業務休止
第666項	北海道周辺		船舶気象通報一時業務休止

※一管区水路通報の内容については、航海安全情報のWebページで入手できます。

URL:<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

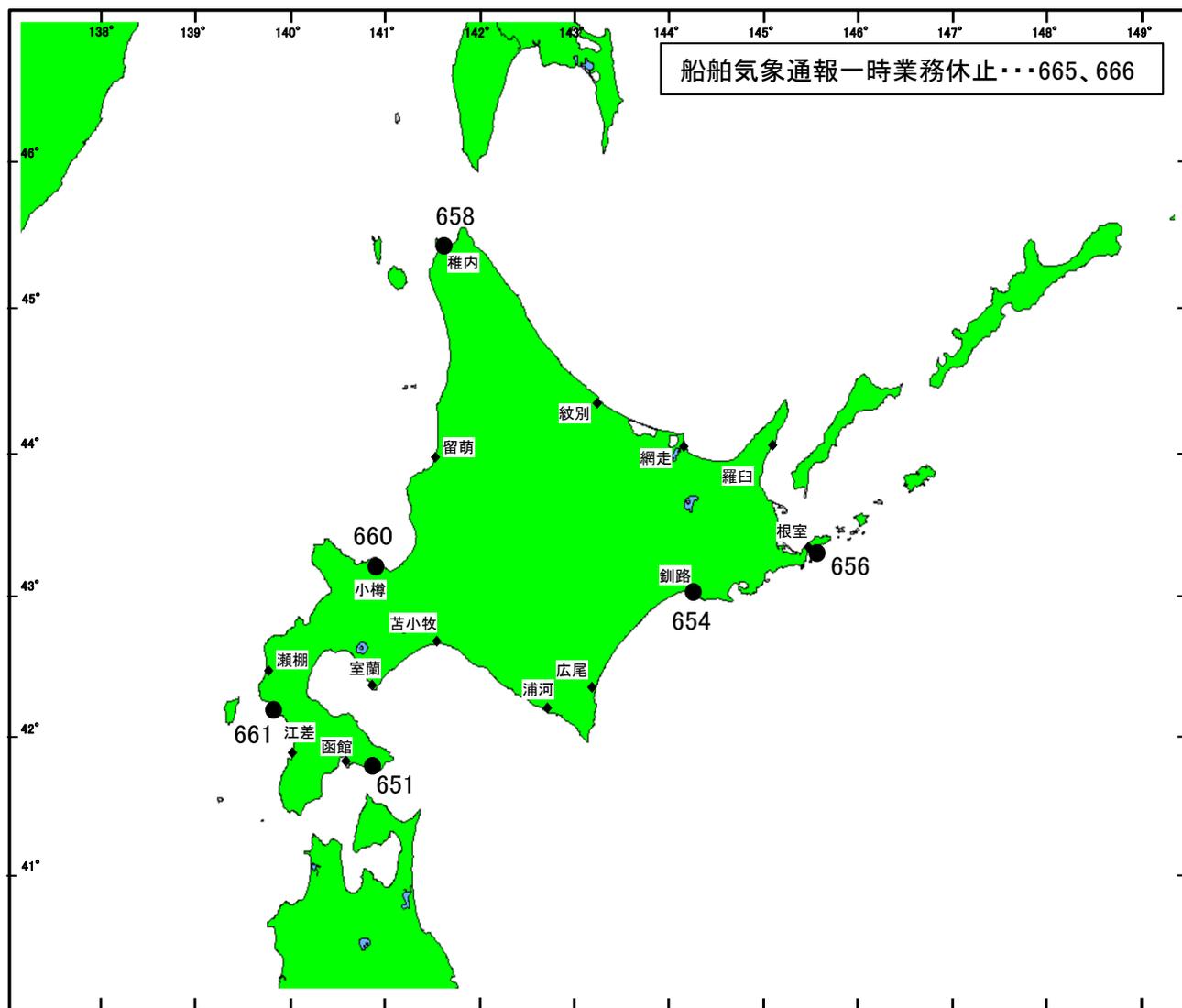
一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせは下記へどうぞ。

第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係

〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎(5階)

TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)27-6190

索引図



※概略の位置又は区域を●印で示す。数字は項数。

●印で表現できない広範囲に及ぶ650、652、653、655、657、659、
662～664項については各項を参照ください。

5年650項 北海道南岸 — 函館港南方～納沙布岬南方 海洋調査
 下記区域で、調査船「金星丸(151t)」及び「北辰丸(255t)」による海洋調査が実施される。

- 期 間 令和5年11月29日～12月8日
 区 域 下記8地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
- (1) 41-42.0N 140-31.6E (岸線上)
 - (2) 41-30.0N 141-20.0E
 - (3) 41-20.0N 141-40.0E
 - (4) 41-20.0N 143-00.0E
 - (5) 41-00.2N 143-29.8E
 - (6) 41-00.2N 145-59.8E
 - (7) 42-30.2N 145-59.7E
 - (8) 43-19.3N 145-38.9E (岸線上)

備 考 停船して観測機器を垂下する
 海 図 W3
 出 所 釧路水産試験場



5年651項 北海道南岸 — 函館湾東方 水路測量
 下記区域で、作業船による水路測量が実施される。

- 期 間 令和5年12月1日～25日のうち4日間
 区 域 下記3地点付近
- (1) 41-44-02N 140-55-46E
 - (2) 41-43-17N 140-56-51E
 - (3) 41-42-36N 140-58-35E

備 考 測量中、白紅白の燕尾旗掲揚
 海 図 W9
 出 所 第一管区海上保安本部



5年652項 北海道南岸 — 恵山岬東方～納沙布岬南方 海洋調査
 下記区域で、調査船「金星丸(151t)」及び「北辰丸(255t)」による海洋調査が実施される。

- 期 間 令和5年11月13日～26日
 区 域 下記11地点を結ぶ線及び海岸線に囲まれる区域
- (1) 43-19.3N 145-38.9E (岸線上)
 - (2) 42-59.4N 145-48.0E
 - (3) 42-30.0N 145-10.0E
 - (4) 42-30.0N 144-20.0E
 - (5) 41-20.0N 143-50.0E
 - (6) 41-20.0N 143-00.0E
 - (7) 42-10.0N 142-00.0E
 - (8) 42-10.0N 141-35.0E
 - (9) 41-45.0N 141-35.0E
 - (10) 41-45.0N 141-10.0E
 - (11) 42-26.3N 141-10.0E (岸線上)

備 考 停船して観測機器を垂下する
 海 図 W3
 出 所 函館水産試験場、釧路水産試験場



5年653項 北海道南岸 — 襟裳岬南方 射撃訓練

下記区域で、航空機による空対空射撃訓練が実施される。

期 間 令和5年12月1日～31日（日曜日を除く）0800～1700

区 域 下記9地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 42-04-09N 142-16-46E
- (2) 41-43-09N 142-59-46E
- (3) 41-38-14N 142-59-46E
- (4) 41-40-45N 143-26-26E
- (5) 41-33-10N 143-29-46E
- (6) 41-10-10N 143-19-46E
- (7) 41-10-10N 142-09-47E
- (8) 41-20-10N 142-07-47E
- (9) 41-59-09N 142-03-47E

海 図 W 4 3

出 所 防衛省防衛政策局



5年654項 北海道南岸 — 釧路港、外港 養殖施設設置

下記区域に、養殖施設が設置されている。

期 間 令和5年12月31日まで

区 域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 42-58-56N 144-21-29E
- (2) 42-58-55N 144-21-35E
- (3) 42-58-50N 144-21-33E
- (4) 42-58-51N 144-21-27E

備 考 設置区域は、黄色灯付浮標で標示

撤去時は、潜水作業を伴う

潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W 3 1 - J P 3 1

出 所 釧路港長



5年655項 北海道南岸 — 釧路港南南東方 射撃訓練等

下記区域で、巡視船による射撃訓練及び照明弾発射訓練が実施される。

期 間 令和5年11月20日（予備日27日）0900～1700

区 域 42-39.1N 144-30.4E

を中心とする半径5海里の円内

備 考 訓練中、国際信号旗「NE4」旗及び「UY」旗掲揚

海 図 W 2 6 - W 1 0 3 2 - J P 1 0 3 2

出 所 釧路海上保安部



5年656項 北海道東岸 — 納沙布岬南西方 照明弾発射訓練

下記区域で、巡視船による照明弾発射訓練が実施される。

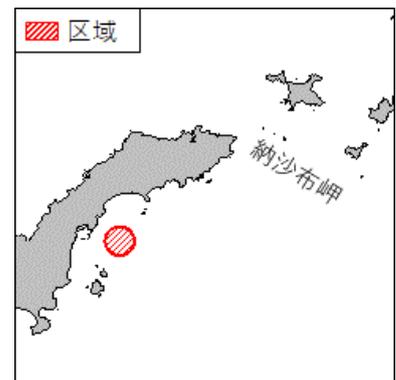
期 間 令和5年11月21日 1530～1630

区 域 43-16N 145-38E

を中心とする半径1海里の円内

海 図 W 2 5

出 所 根室海上保安部



5年657項 北海道北岸 — オホーツク海 海洋調査

下記区域で、調査船「北洋丸(266t)」による海洋調査が実施される。

- 期 間 令和5年11月27日～12月13日
- 区 域 下記7地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
- (1) 45-30.1N 141-57.9E (岸線上)
 - (2) 45-30.1N 142-49.8E
 - (3) 45-20.1N 143-19.8E
 - (4) 45-10.1N 143-49.8E
 - (5) 45-08.0N 144-09.8E
 - (6) 45-10.1N 145-19.8E
 - (7) 44-20.6N 145-19.8E (岸線上)

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W37

出 所 稚内水産試験場



5年658項 北海道西岸 — 稚内港 油防除訓練

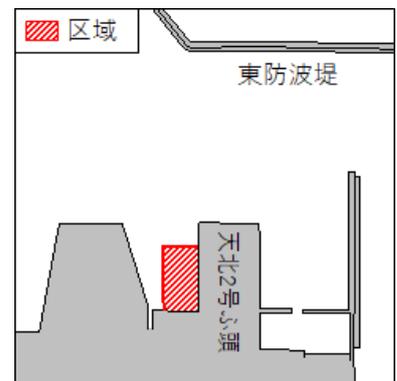
下記区域で、巡視船艇等による油防除訓練が実施される。

- 期 間 令和5年11月15日 0900～1500
- 区 域 下記3地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
- (1) 45-24-10N 141-41-55E (岸線上)
 - (2) 45-24-17N 141-41-55E
 - (3) 45-24-17N 141-42-00E (岸線上)

備 考 区域内でオイルフェンス展張

海 図 W1041 (分図「内港」)

出 所 稚内港長



5年659項 北海道西岸 — 野寒布岬西方～積丹岬西方 海洋調査

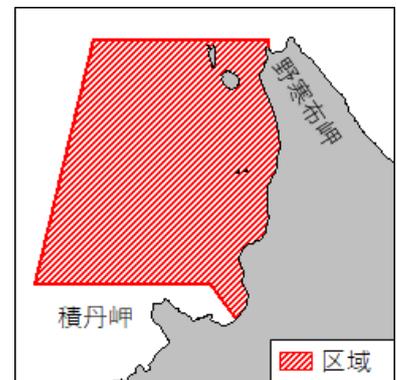
下記区域で、調査船「北洋丸(266t)」による海洋調査が実施される。

- 期 間 令和5年11月27日～12月13日
- 区 域 下記6地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
- (1) 43-12.5N 141-17.5E (岸線上)
 - (2) 43-30.1N 140-59.8E
 - (3) 43-30.1N 138-59.8E
 - (4) 45-30.1N 139-39.8E
 - (5) 45-30.1N 141-39.8E
 - (6) 45-26.3N 141-39.8E (岸線上)

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W41

出 所 稚内水産試験場



5年660項 北海道西岸 — 小樽港 海上訓練

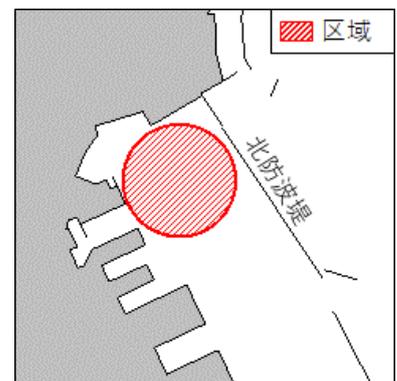
下記区域で、巡視船等による海上訓練が実施される。

- 期 間 令和5年11月10日 (予備日11日) 1400～1830
- 区 域 43-12-23N 141-00-40E
- を中心とする半径400mの円内

備 考 訓練中、国際信号旗「UY」旗掲揚

海 図 W5-JP5

出 所 小樽港長



5年661項 北海道西岸 — 久遠湾付近 灯台光達距離等変更

一管区水路通報5年41号625項削除

長磯港外防波堤灯台は、下記のとおり光達距離及び高さに変更された。

位置 42-08.2N 139-55.1E

光達距離 (変更前) 3海里

(変更後) 5海里

高さ (変更前) 4.9m

(変更後) 4.7m

海図 W11-JP11

参照書誌 411 0616.7番

出所 第一管区海上保安本部



5年662項 北海道西岸 — 江差港北西方 照明弾発射訓練

下記区域で、巡視船による照明弾発射訓練が実施される。

期間 令和5年11月24日(予備日25日、26日) 0900~1600

区域 42-02.4N 139-55.8E

を中心とする半径3海里の円内

海図 W11-JP11

出所 江差海上保安署



5年663項 北海道南岸及び西岸 — 恵山岬南東方及び白神岬西方 救難訓練

下記区域で、回転翼航空機による救難訓練が実施される。

期間 令和5年12月1日~31日 0830~1715

区域 1 41-43.0N 141-29.4E

を中心とする半径5海里の円内

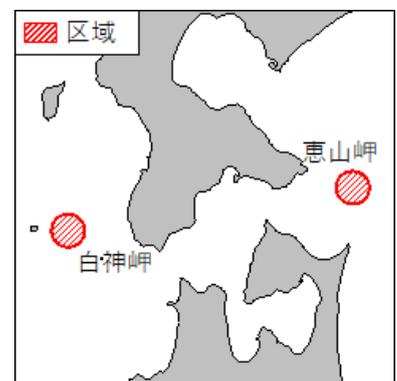
2 41-30.0N 139-35.0E

を中心とする半径5海里の円内

備考 発炎筒及びマリンマーカーを投下

海図 W10-JP10-W43

出所 函館航空基地



5年664項 北太平洋北西部 — 海洋調査

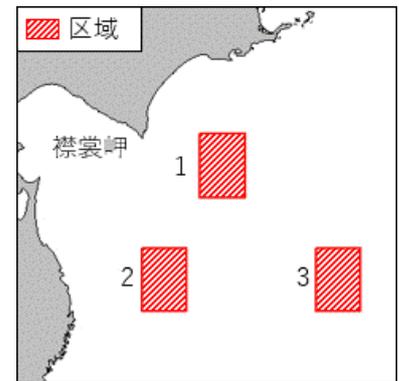
下記区域で、調査船「第六開洋丸(443t)」による海洋調査が実施されている。

- 期 間 令和5年11月22日まで
- 区 域
- 1 下記経緯度線により囲まれる区域
 - (1) 42-00.0N (3) 144-13.6E
 - (2) 41-10.0N (4) 145-00.0E
 - 2 下記経緯度線により囲まれる区域
 - (5) 40-30.0N (7) 143-13.6E
 - (6) 39-40.0N (8) 144-00.0E
 - 3 下記経緯度線により囲まれる区域
 - (9) 40-30.0N (11) 146-14.1E
 - (10) 39-40.0N (12) 147-00.0E

備 考 停船して観測機器を垂下する
水温状況により調査区域を変更する場合がある

海 図 W1070

出 所 水産研究・教育機構・水産資源研究所



5年665項 北海道周辺 船舶気象通報一時業務休止

一管区水路通報5年42号638項削除

下記灯台で観測した気象通報の提供が一時休止される。

金田ノ岬灯台 (風向、風速、気圧)

第一管区海上保安本部沿岸域情報提供システム

(インターネット・ホームページ、電子メール、電話)

小樽船舶通航信号所 (船舶自動識別装置)

期 間 令和5年11月28日 0900~1700

参照書誌 411 0516番

出 所 第一管区海上保安本部

5年666項 北海道周辺 船舶気象通報一時業務休止

下記灯台で観測した気象通報の提供が一時休止される。

神威岬灯台 (風向、風速、気圧、波高)

第一管区海上保安本部沿岸域情報提供システム

(インターネット・ホームページ、電子メール、電話)

小樽船舶通航信号所 (船舶自動識別装置)

期 間 令和5年11月22日 1000~1500

備 考 天候により日程が変更されることがある

参照書誌 411 0560番

出 所 第一管区海上保安本部